

全体構想の骨子の検討

5. 全体構想（骨子案）	5-1
5.1 まちづくりの基本方針	5-1
5.2 将来構想	5-2
5.2.1 将来フレーム	5-2
5.2.2 将来都市構造	5-3
5.3 分野別方針	5-17
5.3.1 安芸市の発展に資する新たな拠点形成と跡地利用の方針	5-17
5.3.3 土地利用の方針	5-19
5.3.4 都市交通の方針	5-25
5.3.5 都市防災の方針	5-29
5.3.6 生活・環境の方針	5-33
5.3.7 公園・緑地の方針	5-36
5.3.8 都市景観・観光の方針	5-39

5. 全体構想（骨子案）

5.1 まちづくりの基本方針

安芸平野は古代から農業地帯として開け、「国史に安芸の文字の見ゆるは続日本紀孝謙天皇の条の神護景雲元年」（767 年）と記される長い歴史を有しています。

以来、この地域で発達してきた安芸市は、明治 29 年、安芸村が町制を敷き、その後、穴内村が安芸町と合併したのち、昭和 29 年 8 月、安芸郡安芸町を中心に土居・川北・伊尾木・東川・井ノ口・畑山・赤野の 8 町村が合併して安芸市となり、同 30 年 4 月、香美郡西川村舞川・轟を吸収合併し、現在に至っています。

安芸市は、これまでのまちづくりの中で地形的な特性や長きにわたる歴史的な沿革、多様な住民生活の営みにより、社会・経済や文化がはぐくまれ、特徴ある地域が形成されています。このため、都市機能は、市街地中心部のみならず、市街地をとりまく田園地域や中山間地域及び沿岸地域にも集積し、これらが日常生活に必要な生活利便施設と補い合い、市内各地で拠点的な役割を果たしてきています。

このようなことから、これからの安芸市のまちづくりは、各地域における既存のストックを活かしつつ都市機能の集積拠点や生活拠点の形成を進め、これらの拠点を中心に、にぎわいやくらしの場を創出しながら拠点間の連携を図ることで、市全体が有機的に結びついた持続可能なまちづくりを目指すことを基本方針とします。

5.2 将来構想

5.2.1 将来フレーム

安芸市（市全域）の将来人口は、中長期的な人口の将来展望を示した「安芸市まち・ひと・しごと創生 総合戦略（人口ビジョン編）」に準拠し、10年後（令和12年／2030年）の人口を16,226人、20年後（令和22年／2040年）の人口を15,121人とします。

また、安芸市都市計画区域の将来フレームは、「安芸市まち・ひと・しごと創生 総合戦略（人口ビジョン編）」に準拠して算出された「東部圏域都市計画マスタープラン」の将来フレームに基づき、10年後（令和12年／2030年）の人口を6,579人、20年後（令和22年／2040年）の人口を6,142人とします。

表 5-1 安芸都市計画区域の将来フレーム

年	総人口	A:人口ビジョン	一般推計 (社人研推計)	B:都市計画区域内人口	B/A:都市計画区域内人口のシェア率	備考
H2年 (1990年)	23,739			9,586		
H7年 (1995年)	22,377			9,045		
H12年 (2000年)	21,321			8,590		
H17年 (2005年)	20,348			8,283		
H22年 (2010年)	19,547			7,898		
H27年 (2015年)	18,593	18,593	18,593	7,520	0.4045	
R2年 (2020年)		17,639	17,345	7,140	0.4048	$((B/A(2015年)) + (B/A(2025年))) / 2$
R7年 (2025年)		16,933	16,194	6,860	0.4051	
R12年 (2030年)		16,226	15,064	6,579	0.4055	$((B/A(2025年)) + (B/A(2035年))) / 2 = C$
R17年 (2035年)		15,674	13,971	6,361	0.4058	
R22年 (2040年)		15,121		6,142	0.4062	$((B/A(2035年)) - C) + (B/A(2035年))$

出典：A:人口ビジョン 「安芸市まち・ひと・しごと創生総合戦略（人口ビジョン編）」、一般推計 「国立社会保障・人口問題研究所」、B:都市計画区域内人口 「高知県東部圏域都市計画マスタープラン」に基づき、国勢調査から算出される総人口に占める都市計画区域内人口のシェア率を勘案し算出した値

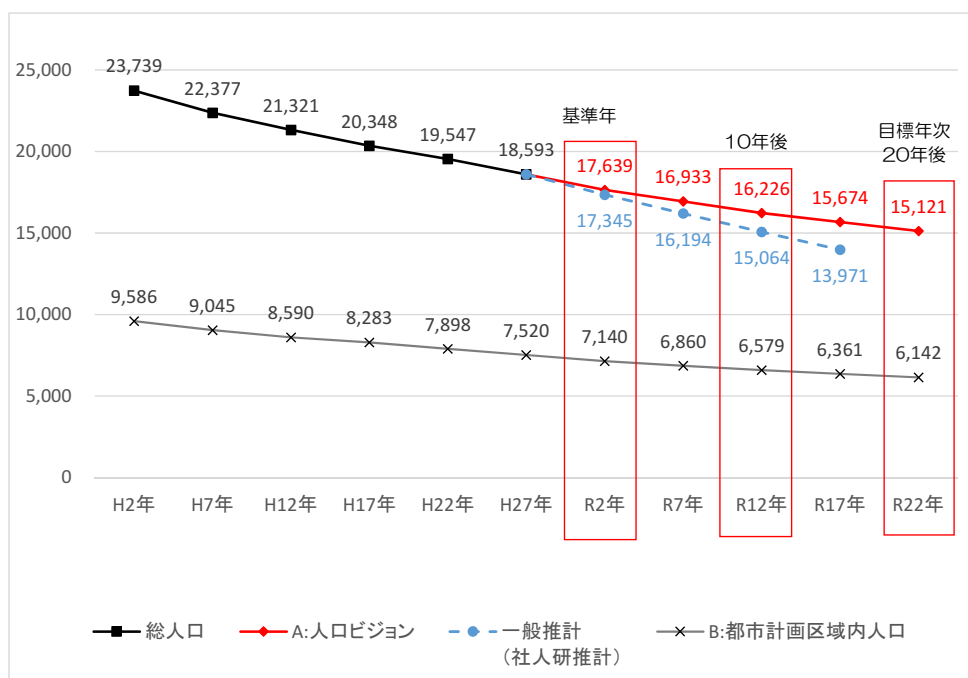


図 5-1 人口の推移（見通し）と将来フレーム（都市計画区域内）

5.2.2 将来都市構造

(1) 安芸市の目指す都市構造の体系

安芸市の将来都市構造は、基本方針に基づいたまちづくりに向け、【骨格となる土地利用（面）】【都市軸となるネットワーク（線）】【都市の核となる拠点（点）】の3つの要素で構成します。

【骨格となる土地利用（面）】は、概ねの土地利用の方向性を示します。

【都市軸となるネットワーク（線）】は、道路や鉄道等のネットワークを示します。

【都市の核となる拠点（点）】は、都市機能の充実や強化を図るまちの核として位置づけます。

また、新市庁舎、IC 周辺、統合学校等の新たな拠点は、周辺土地利用の可能性のある概ねの範囲を含めます。

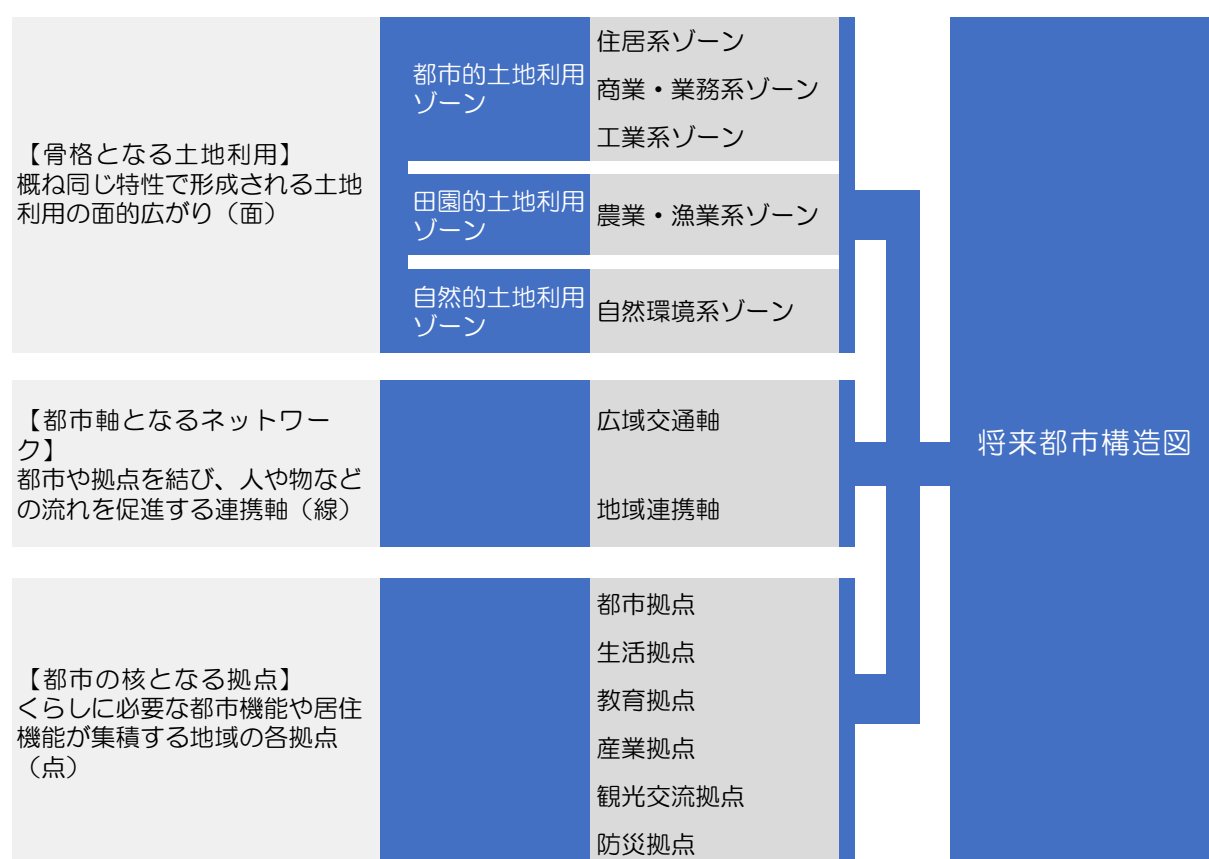


図 5-2 安芸市の目指す都市構造体系

(2) 骨格となる土地利用（面）

【骨格となる土地利用】

- ・安芸市を大きく3つのゾーンに区分し、都市的土地利用を促進するゾーンと田園的土地利用を促進するゾーン、自然的土地利用として環境を保全するゾーンとの役割分担を図ります。これにより、都市の健全な発展と秩序ある土地利用を推進します。

○都市的土地利用ゾーン

- ・住居系、商業・業務系、工業系の土地利用を都市的土地利用ゾーンと位置づけます。
- ・都市的土地利用ゾーンは、居住環境を提供する「住居系ゾーン」、行政施設や生活利便施設の誘導による都市機能の集積や市街地の形成を図る「商業・業務系ゾーン」、産業振興を図る「工業系ゾーン」から構成し、都市活力の向上、働く場の創出などを促進するゾーンとします。



商業・業務系ゾーン（安芸駅）



商業・業務系ゾーン（高知県安芸総合庁舎）



住居系ゾーン（市街地）



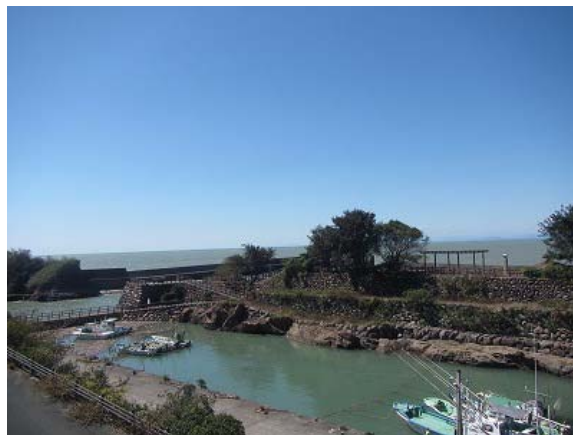
住居系ゾーン（田園）

○田園的土地利用ゾーン

- ・農業・漁業系の土地利用を田園的土地利用ゾーンと位置づけます。
- ・田園的土地利用ゾーンは、豊かな自然や優良な農地・漁港の保全に努め、農業及び漁業の振興に努める「農業・漁業系ゾーン」とします。



農業系ゾーン



漁業系ゾーン

○自然的土地利用ゾーン

- ・自然環境を保全する土地利用を自然的土地利用ゾーンと位置づけます。
- ・自然的土地利用ゾーンは、自然環境の保全と森林や水辺空間の利活用に努める「自然環境系ゾーン」とします。



自然環境系ゾーン（安芸川）



自然環境系ゾーン（海岸）

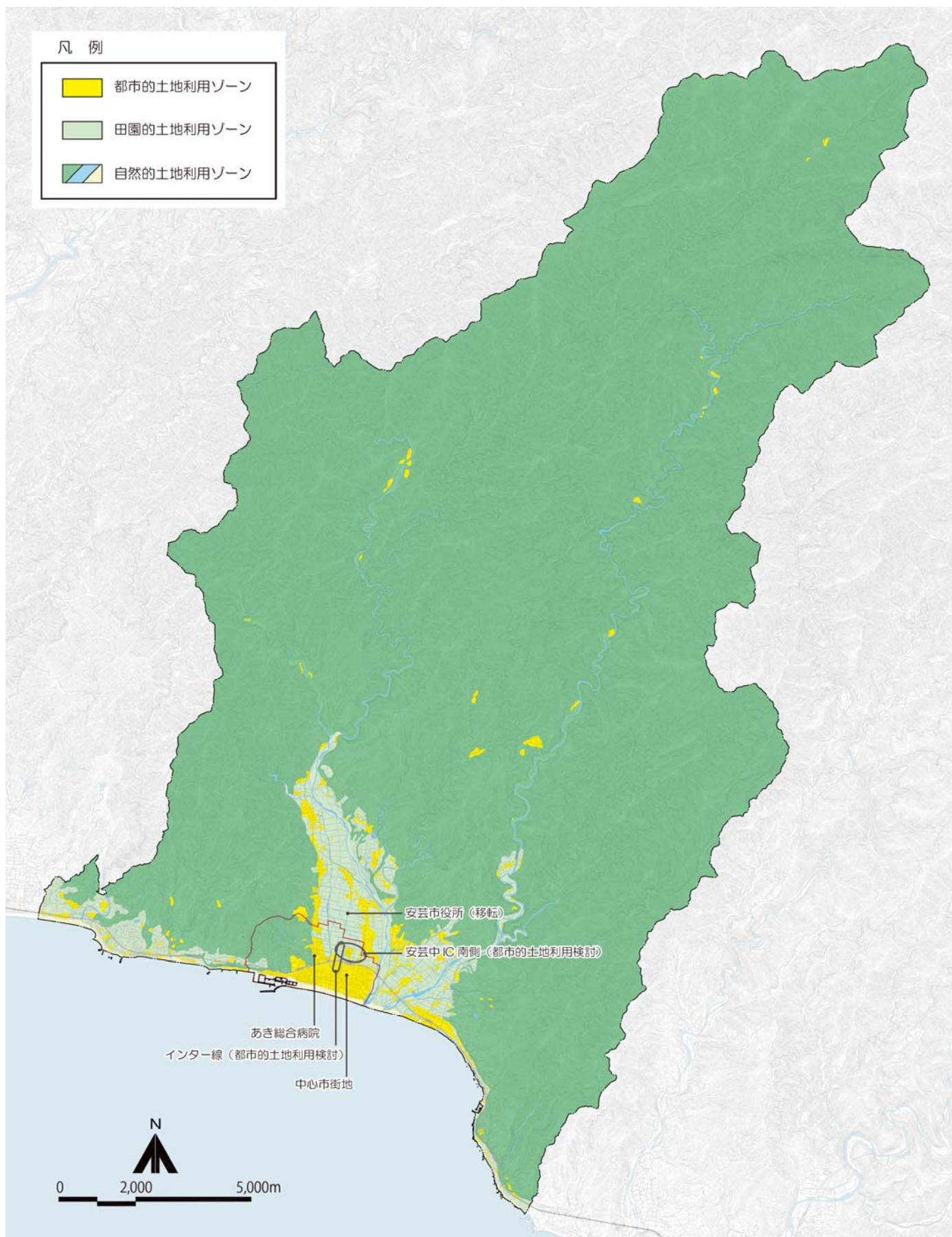


図 5-3 将来都市構造図(骨格となる土地利用)

(3) 都市軸となるネットワーク（線）

【都市軸となるネットワーク】

- 地域の拠点や個性ある地域資源を交通網により連携し、移動の利便性や回遊性の向上を図ります。また、地域間の連携を強化することにより、人や物の流れを活性化させ、まちづくりの好循環を生み出します。

○広域交通軸

（自動車道）

- 広域的な移動と連携を図るため、阿南安芸自動車道を広域連携軸として位置づけます。

（鉄道）

- 広域的な移動と連携の交通軸として、土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線（後免～奈半利）を広域連携軸として位置づけます。



土佐くろしお鉄道ごめん・なはり線（穴内駅）

○地域連携軸

（都市間連携軸）

- 東部圏域をはじめとした周辺都市との連携を図るため、国道、県道を都市間連携軸として位置づけます。

（都市内連携軸）

- 都市内の拠点間を移動するための生活に必要な道路及び生活路線バスルート都市内連携軸として位置づけます。



（新規道路）

- 安芸中央インター線、海岸線、あき病院球場線を新たな地域連携軸として位置づけます。

地域連携軸（都市内連携軸）

(4) 都市の核となる拠点（点）

【都市の核となる拠点】

- ・市街地や集落の役割に応じて、必要な都市機能を集積した拠点づくりを進めます。また、拠点間や周辺都市との連携による相互補完により、効率的な都市機能の利活用と都市の持続的な発展を促進します。

○都市拠点

- ・都市機能の集約・集積とともに、まちなか居住を図る拠点を都市拠点と位置づけます。
- ・都市拠点は、商業・業務、医療・福祉、教育、文化・交流や公共サービスなどの様々な広域的な都市機能が集積する「（既存）中心市街地及び周辺」「安芸中IC及び周辺」「あき総合病院・西八幡公園及び周辺」とし、複合的な機能を維持・強化します。



都市拠点（県立あき総合病院）



都市拠点（中心市街地／商店街）

○生活拠点

- ・都市拠点を補完する拠点を生活拠点と位置づけます。
- ・生活拠点は、駅やバス停周辺等のすでに形成されている市街地の維持や、歩いてくらせる日常生活機能を維持・強化します。
- ・また、東川地域や畑山地域などの人口減少や高齢化が著しい中山間地域や海岸部などでは、多様な生活に配慮しつつ、公民館、集会所などの地域コミュニティの維持や郵便・ATMなどの日常生活に必要な機能の集約・確保及び公共交通の充実を図ります。



生活拠点（穴内駅・穴内郵便局周辺）

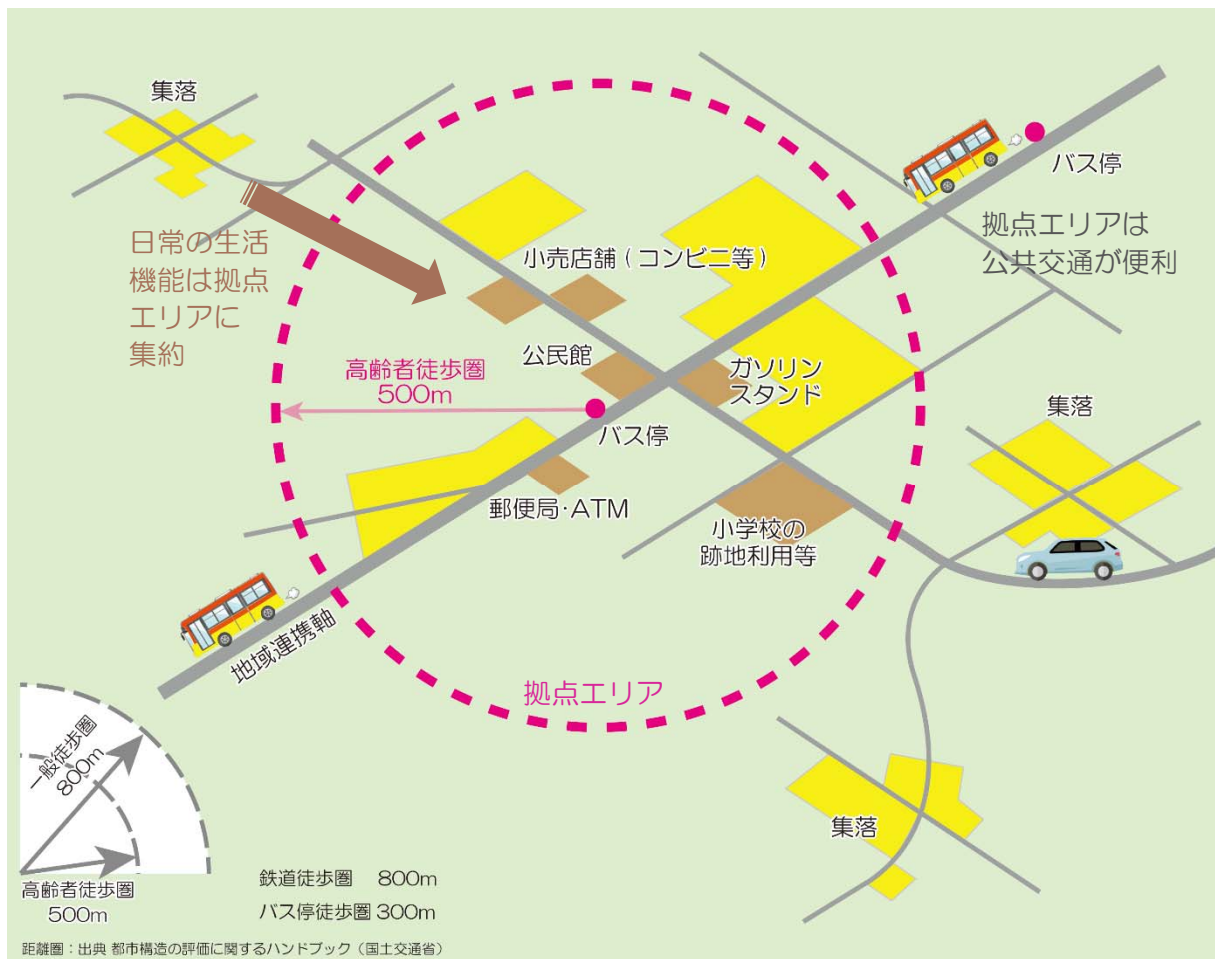


図 5-5 生活拠点イメージ

○教育拠点

- ・統合学校（小学校 9 校を 2 校に、中学校 2 校を県立中高含む 2 校に統合、高校 1 校は移転）を教育拠点として位置づけます。
- ・教育拠点は、静穏な環境に配慮するとともに、通学の利便性を向上するための公共交通の充実を検討します。

○産業拠点

- ・植野工業団地周辺及び新たな建設されるゆず加工施設を産業拠点と位置づけます。
- ・IC周辺（安芸中IC及び周辺は都市拠点としての複合拠点）等、今後交通利便性に優れることになる区域については、産業系用地の確保並びに企業誘致について検討します。

○観光交流拠点

- 広域的な観光の集客や地域の余暇活動を支える場を観光交流拠点と位置づけます。
- 安芸城跡・土居廓中・野良時計周辺、岩崎彌太郎生家などの歴史文化資源、西八幡公園、安芸広域公園、大山岬公園、伊尾木川緑地などの公園緑地、手結住吉県立自然公園、伊尾木洞等の自然資源等の主な観光資源を観光交流拠点と位置づけます。
- なお、これらの拠点を有する市街地周辺一帯を市街地周辺観光交流エリアとし、赤野展望台、大山岬公園、道の駅大山等の立地する海岸部周辺、温泉、河川等を有する中山間地域一帯を中山間地域観光交流エリアと位置づけ、観光、交通基盤の充実を図ります。



観光交流拠点（岩崎彌太郎生家）



観光交流拠点（道の駅大山）

○防災拠点

- 安芸市では、地震・津波対策だけでなく、台風や集中豪雨により、浸水被害や土砂流出などの甚大な被害が発生しています。このような災害に備えるため、「新市役所（災害対策本部）」「安芸市防災センター」「安芸総合庁舎」「安芸警察署」「県立あき総合病院」「西八幡公園」を防災拠点と位置づけます。



防災拠点（安芸市防災センター）

出典：安芸市危機管理課

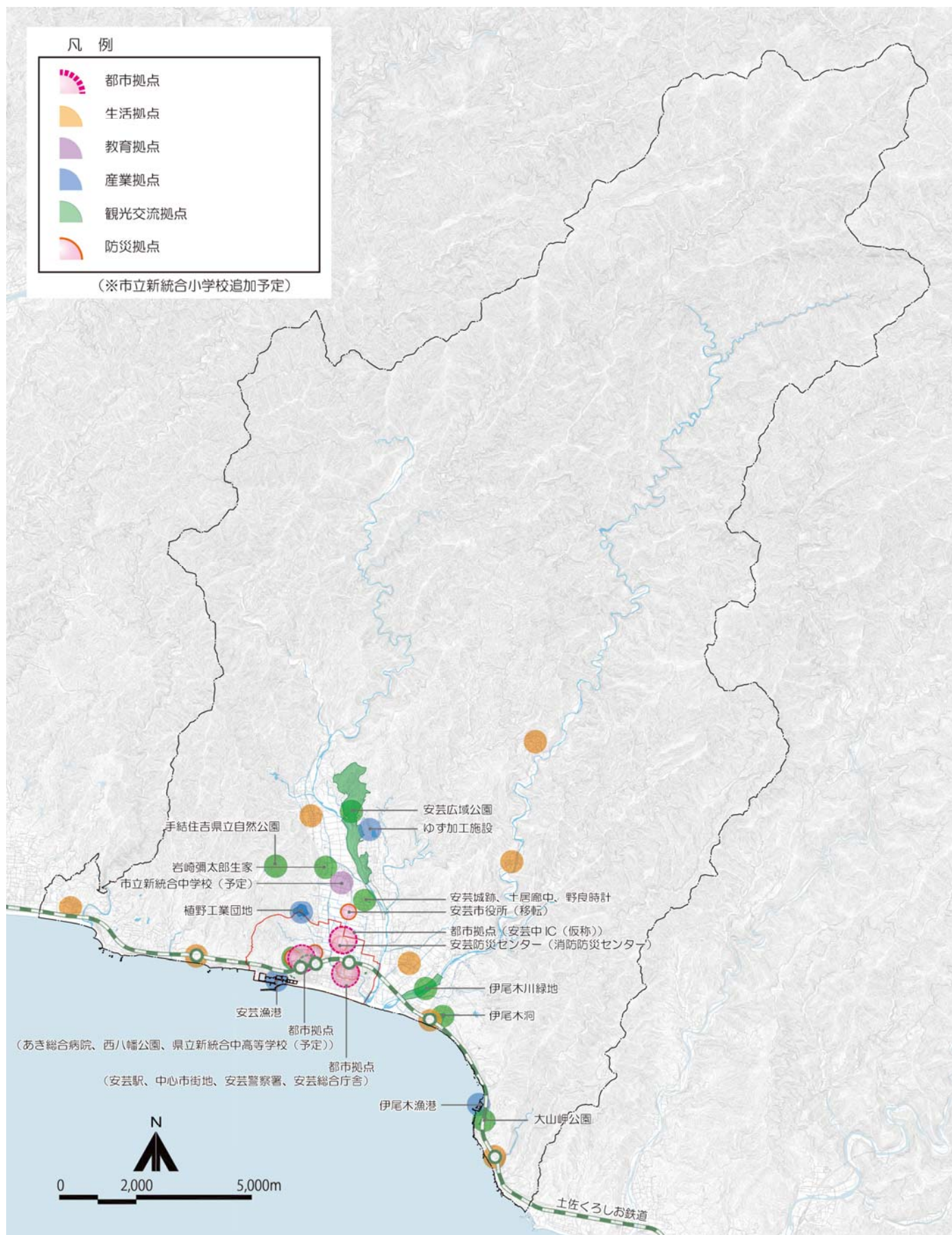


図 5-6 将来都市構造図（都市の核となる拠点）

(5) 安芸市の目指す将来都市構造

【安芸市の目指す将来都市構造】

核となる市街地の3極周遊型構造
＋
市街地をとりまく拠点ネットワーク構造

○『健康・元気都市』の実現に向けて

- ・安芸市をとりまく固有の自然環境、歴史・文化を継承しつつ、都市の健全な発展と秩序ある土地利用を推進します。これにより、中心市街地や中山間地域のくらしを充実、発展させ、子どもから高齢者、障がい者のみんなが健康で元気にくらせる『健康・元気都市』を形成します。

○核となる市街地の3極周遊型構造

- ・くらしの中心となる市街地は、3つの都市拠点「（既存）中心市街地及び周辺」「安芸中 IC 周辺」「あき総合病院・西八幡公園及び周辺」を核とし、公共交通の連携により、移動の利便性や回遊性の向上を図ります。また、拠点間や周辺都市との連携を強化し、人や物の流れを活性化させ、まちづくりの好循環を生み出します。

○市街地をとりまく拠点ネットワーク構造

- ・市街地をとりまく地域は、田園の中の居住地や様々な集落などの役割に応じて、必要な生活機能を集積した拠点づくりを進めます。また、生活拠点間の相互補完による拠点ネットワークを形成し、効率的な生活機能の利活用を促進します。

【将来構造に係る目玉となる施策の検討と新たな課題】

○安芸市の発展に資する「新たなネットワーク形成」「新たな拠点形成（公共施設跡地及び IC 周辺土地利用）」のあり方

（１）新たなネットワーク形成の検討

- ・安芸中 IC を中心とした東西軸、南北軸の道路の充実
 - 都市計画道路安芸中央インター線、海岸線やあき病院球場線の整備を推進し、安芸中 IC から中心市街地へのネットワークを形成
 - 安芸中 IC から県立あき総合病院までをつなぐ道路整備を検討し、救急医療や災害に強い道路網を形成
 - 災害時の緊急輸送ネットワーク形成のあり方の検討
 - ・阿南安芸自動車道、IC からの物資輸送ルートの考え方について
 - ・港湾からの物資輸送ルートの考え方について

（２）新たな拠点形成（公共施設跡地及び IC 周辺土地利用）の検討

- ・都市機能の誘導によって創出される公共施設跡地や IC 周辺土地利用のあり方（「市役所の移転」「学校統廃合」「IC」）
 - 市役所跡地を活用した中心市街地の活性化（都市拠点）
 - 学校統廃合跡地の有効利用（教育拠点）
 - IC 周辺の有効活用（産業拠点、都市拠点（安芸中 IC 及び周辺は都市拠点としての複合拠点））

○津波浸水予測区域における都市計画（居住誘導）のあり方の検討

- ・旧住民の居住誘導の考え方について
- ・新規住民（移住者）の居住誘導の考え方について

（検討例）

→中心部は、津波想定浸水区域（2～3m 以上）にあたります。しかし、中心部は、安芸市にとって代替性のないくらしや商業の基盤となっています。このため、安全な区域への居住を明記することは難しく、『中心部の魅力ある居住環境』と『既存の居住区域では、防災・減災対策の促進、安全な区域への居住誘導』を両立させる方針として「防災体制が確立された上で、公共施設の耐震化、避難できる路の確保や津波避難ビルの維持管理等、水害リスク低減や地震・津波に対する複合的な取り組みの推進検討」を考えています。

居住誘導については、津波浸水のハザードエリア外がすべて安全な区域ではない（津波浸水だけが防災ではない）ため、複合的な取り組みのもと、中心部で持続的にまちづくりを行ううえでは、安全対策が可能な区域であれば、緩やかに集住を図るべきであると考えます。

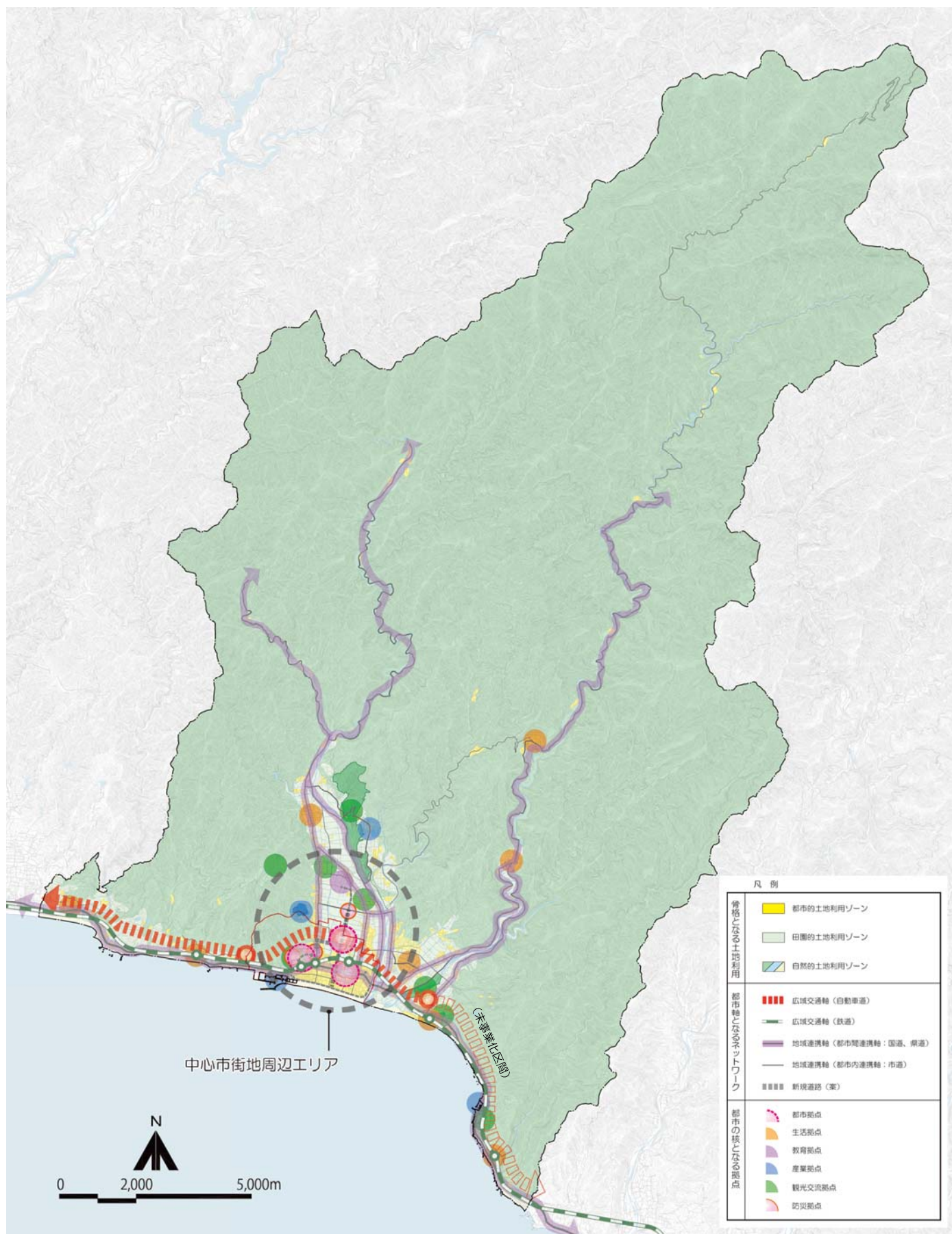


図 5-7 安芸市の目指す将来都市構造図（多極連携型都市構造）

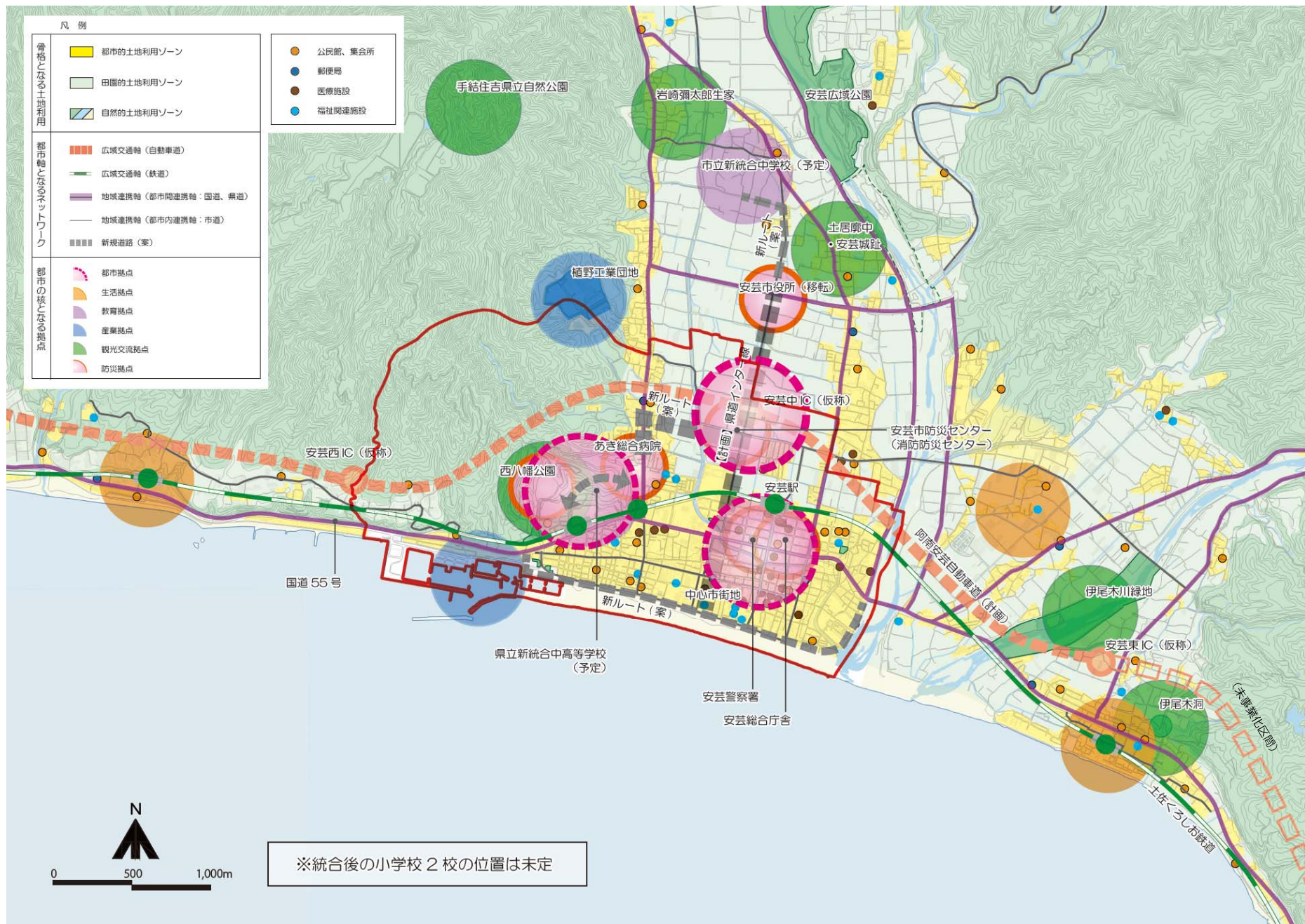


図 5-8 安芸市の目指す将来都市構造図（多極連携型都市構造）（拡大図）

5.3 分野別方針

将来都市構造の実現に向け、分野別の方針を以下のように設定します。

5.3.1 安芸市の発展に資する新たな拠点形成と跡地利用の方針

(1) 新たな拠点形成の方針（都市拠点・教育拠点・交通の拠点）

今後の安芸市において、社会経済活動の主要機能を担う新たな拠点を形成します。

形成にあたっては、周辺土地利用の無秩序な開発を抑制し、周辺農地との調和を図りつつ、安芸市の将来の発展に資する適正な土地利用を検討する必要があります。

※機能の集約された新たな都市拠点等の形成【目標3. くらしを持続させるコンパクトなまちづくり】より

○新たな都市拠点の形成

- ・従来の「（既存）中心市街地及び周辺」に加え、「安芸中 IC 周辺」「あき総合病院・西八幡公園及び周辺」を新たな複合的な都市拠点として形成します。

（土地利用の誘導例）

□「あき総合病院・西八幡公園及び周辺」

- ・安心して健康にくらすことのできる生活拠点としての土地利用を検討

□「安芸中 IC 周辺」

- ・広域交通を活用した新たな流通業務系の土地利用を検討
- ・既存の観光資源との連携等の可能な拠点の形成に向けた土地利用を推進

※広域ネットワークを活かした新たな産業や広域交流を育成するための土地利用の促進【目標2. 元気にぎわいのあるまちづくり】より

○新たな教育拠点の形成

- ・統合学校（小学校 9 校を 2 校、中学校 2 校を 2 校に統合（県立を含む。）、高校 1 校を移転）を新たな教育拠点とし、周辺農地との調和のある拠点形成を検討します。

（土地利用の誘導例）

□教育拠点

- ・教育施設を活かした産業、学術研究、文化振興に対応する土地利用を検討

(2) 新たなネットワークを活かした沿道への適切な土地利用の誘導

今後の安芸市において、社会経済活動の主要なネットワーク機能を担う新設道路（都市計画道路安芸中央インター線、海岸線）について、沿道の適切な土地利用を検討します。

沿道土地利用にあたっては、無秩序な開発を抑制し、周辺農地との調和を図りつつ、安芸市の将来の発展に資する適正な土地利用を検討する必要があります。

※地域内のネットワークを活かした沿道への適切な土地利用の誘導【目標2. 元気でにぎわいのあるまちづくり】より

○新設道路沿道の適切な土地利用の誘導

- ・新たに「安芸中央インター線」「海岸線」を整備します。これらの沿道については、道路整備にあわせた計画的な土地利用を誘導し、適切な土地活用について検討します。

(土地利用の誘導例)

□「安芸中央インター線」

- ・中心市街地であって、商店街と安芸中 IC 及び新市役所を直接的に結ぶネットワークとしての土地利用を検討

□「あき病院球場線」

- ・災害時の避難場所としてや観光交流拠点である西八幡公園と県立あき総合病院を直接的に結ぶネットワークとしての土地利用を検討

□「海岸線」

- ・安芸市の魅力である沿岸部であって、都市内を結ぶネットワークとしての土地利用を誘導

□「安芸中 IC から県立あき総合病院までをつなぐ道路整備の検討」に係る周辺土地利用

- ・安芸中 IC から県立あき総合病院までをつなぐ道路整備を検討に伴い、周辺土地利用について検討

(3) 都市機能の誘導によって創出される跡地の有効活用

安芸市では、新市役所及び統合学校の整備に伴い、多くの公共施設跡地が創出されます。今後は、これら公的資産の有効活用を検討する必要があります。

※機能の集約された新たな都市拠点等の形成【目標3. くらしを持続させるコンパクトなまちづくり】より

○公共施設跡地の有効活用

- ・市役所跡地及び学校統合によって多くの公共施設跡地が創出されます。市街地や中山間地域に位置するこれら公的資産は、立地特性に応じ、適切な土地利用を検討します。

(土地利用の誘導例)

□「市役所跡地」

- ・中心市街地など立地特性を活かした都市機能の集約に資する土地利用を検討

□「学校跡地」

- ・中心市街地、海岸部、中山間地域などの立地特性に配慮した土地利用を検討

5.3.3 土地利用の方針

都市的土地利用ゾーン、田園的土地利用ゾーン、自然的土地利用ゾーンの役割分担を図りつつ、都市の健全な発展と秩序ある土地利用を推進します。

(1) 市街地における住環境に係る土地利用の誘導

まちなかにおける快適な生活環境の提供のため、定住者や移住者が安心して子育てや健康にくらせる住環境を確保します。

※安心して子育てや健康にくらせる住環境の維持・保全、整備【目標1. 健康で安心してくらせる人にやさしいまちづくり】

○子育てや健康な暮らしに資する生活サービス機能の誘導

- ・ 中心市街地や駅周辺は、生活サービスが効率的に提供されるように、地域生活支援拠点、地域活動支援センター、障がい児通所などの介護・福祉、子育て支援、医療・救急等の土地利用を誘導します。
- ・ 地域コミュニティの形成に資する公民館、集会所等の公共施設の適正な配置に配慮し、施設の充実を図ります。
- ・ ICT（情報通信技術）環境の充実、活用により、健康にくらせる安全・安心な住環境づくりを検討します。

※ICT：Information and Communication Technology（情報通信技術）

○移住・定住対策としての適正な住宅供給

- ・ まちなかの低未利用地の有効利用として空き家バンクを活用したリノベーションや民間活力等の活用を促進することで、若者向け定住対策を進めます。
- ・ 桜ヶ丘住宅のリノベーションや桐ヶ内団地等の建替を進め、住宅供給や適正な維持管理を進めます。

(2) 魅力ある商店街の形成

中心市街地は、東部圏域の商業拠点として土地の有効利用を促進し、既存商店街等の活性化を推進します。

※元気のある商店街としての活性化と充実【目標2. 元気でにぎわいのあるまちづくり】より

○「（既存）中心市街地及び周辺」（都市拠点）への有効な都市機能の誘導

- ・ 中心市街地の活性化に向けて、空き地の活用・空き店舗の改修による都市機能の誘導により、創業・後継者の支援、にぎわいづくりのイベント、交流支援、コミュニティビジネス等の促進による魅力ある商店街の形成を支援します。

（国道55号沿道）

- ・ 国道55号沿道においては、商業・飲食・サービス施設等の沿道型施設等の商業機能の維持を図ります。

(3) 産業拠点の充実

次世代につづく地域産業の振興に向けた環境づくりを推進します。

※既存産業の振興【目標2. 元気でにぎわいのあるまちづくり】より

○農業・漁業の維持と活性化に向けた土地利用の誘導

- ・農地の活用や漁港の機能の充実により、新規就業者支援、特産品開発、農業や漁業の振興・交流、地域産業の振興を図ります。
- ・市街地周辺や中山間地域の優良農地では、圃場整備等の農業基盤整備の推進、施設園芸の近代化、耕作放棄地対策等を推進し、漁港では、漁港機能の充実・維持管理に向けた土地利用を誘導します。

○工業団地等の維持と活性化に向けた土地利用の誘導

- ・既存工業団地の操業環境の維持・充実を図るため、鉄道駅や IC とのアクセスの確保を検討し、流通機能の向上を図ります。
- ・地場産業に資するゆず加工施設の移転について、鉄道駅、IC とのアクセスの確保を検討し、流通機能の向上を図るとともに、体験型の観光交流拠点としての充実について検討します。

(4) 中山間地域における既存の集落の維持

中山間地域における快適な生活環境の提供のため、定住者や移住者が安心してくらせる集落環境を確保します。

※中山間地域における集落などの維持・保全【目標1. 健康で安心してくらせる人にやさしいまちづくり】より

○既存の集落等を維持・保全する土地利用の誘導

- ・優良農地の保全、居住に適さない地域（「土石流危険渓流」「土石流危険区域」「急傾斜地崩壊危険箇所」「地すべり危険箇所」「土砂災害警戒区域」「津波想定区域」）等の居住の条件を検討し、集落の適正な土地利用を図ります。

○健康で元気にくらせる生活環境の維持・充実

- ・道路、農村集落排水、下水道処理、単独浄化槽などのインフラの適正な維持管理を図り、農業環境と調和した生活拠点の維持・保全を図ります。
- ・過疎化の深刻な中山間地域において、既存集落等へ生活サービスが効率的に提供されるとともに、地域の支え合い活動の推進及び有効な制度として小さな拠点等の検討を進め、生活拠点の機能の集約化を図ります。

○移住・定住対策の推進に向けた土地利用の誘導

- ・空き家や耕作放棄地を活用し、農家の UI ターンの推進などの移住者の受け入れ環境の整備や、担い手農家への農地集積を検討します。
- ・公共交通機能を利用して、バス停周辺などに計画的な土地利用を誘導します。

《エリア別 土地利用方針》

○住居系エリア

- ・住居系エリアは、一団の住宅地や集落が形成された地域を位置づけ、「住居系エリア（都市的土地利用）」と「住居系エリア（自然的土地利用）」から構成します。
- ・「住居系エリア（都市的土地利用）」は、市街地中心部の既成市街地を位置づけ、利便性が高く、良好な居住環境を有する地域の形成を図ります。このエリアは、駅や商業業務機能の配置にあわせ、まちなか居住を中心とした若者や子育て世代、高齢者、障がい者にとって良好な居住環境を検討します。また、沿岸に近い木造密集地域は用途の混在や敷地の細分化を防止し、災害に強い居住環境を検討します。
- ・「住居系エリア（自然的土地利用）」は、豊かな自然や田園環境に囲まれる既存集落地を位置づけます。このエリアは、多世代居住などのゆとりある居住環境に誘導し、魅力ある田園集落を形成します。
- ・なお、新たな居住誘導に際しては、災害の危険性の高いエリアは極力除外します。
 - ※建築基準法における災害危険区域のうち建築が禁止されている区域（法第39条第1項）
 - ※居住に適さない地域として「土石流危険渓流」「土石流危険区域」「急傾斜地崩壊危険箇所」「地すべり危険箇所」「土砂災害警戒区域」「津波想定区域」が指定

○商業・業務系エリア

- ・商業・業務系エリアは、県立あき総合病院や国道55号沿道一帯と結ばれる商店街や、地域の内外を結ぶ安芸駅周辺一帯を位置づけます。
- ・このエリアは、安芸市の中心市街地であることから、行政施設、商業・業務、生活利便施設の集積を活かした都市機能を検討します。また、空き地空き家等の低未利用地を活用し、土地の有効利用や機能の集積を図るとともに、安芸市の顔としての都市景観の形成を図ります。
- ・安芸駅周辺や商店街一帯は、交通利便性を活かし、地域内や広域的な集客力を強化し、商店街の活性化に資する土地利用を検討します。
- （移転・統合施設跡地、IC 周辺）
- ・統合学校周辺の土地利用や、市役所、学校等の移転統合施設跡地は、行政・文化機能、商業機能、防災など、周辺土地利用との調和に考慮して、総合的に土地の有効活用について検討を進めます。
- ・IC 周辺は、交通の利便性を活かした新たな産業を展開できる土地利用等について検討します。
- （新設道路沿道）
- ・安芸中央インター線沿道は、都市拠点を結ぶ重要な路線となります。このため、利便性を活かした商業・サービス施設などの沿道土地利用について検討します。

- ・海岸線沿道は、海岸沿いの魅力的な空間づくりや地域包括支援センターなどと連携させた健康な暮らしを充実させる土地利用について検討します。
- ・安芸中 IC から県立あき総合病院までをつなぐ道路整備を検討に伴い、周辺土地利用について検討します。

○工業系エリア

- ・工業系エリアは、植野工業団地の周辺地域を位置づけます。また、安芸川中上流部に整備され、地場産業の振興に資するゆず加工施設周辺を位置づけます。これにより、さらなる工業施設の集積を進め、都市活力の向上、働く場の創出などを促進します。

○農業・漁業系エリア

- ・農業・漁業系エリアは、市街地を取り巻く田園地域、中山間地域や漁港周辺一帯を位置づけます。
- ・農業系エリアは、農業生産基盤の維持を図るとともに、市街地を取り囲む優良農地としての適切な保全と営農環境の整備促進を図ります。漁業系エリアは、漁港機能の充実とともに観光交流機能の充実を図るため、土地の有効活用を図ります。
- ・多面的な農業・漁業の展開として、観光農園・市民農園等の利用や、農業・漁業体験を図り、市民との交流及びレクリエーションの場としても活用します。

○自然環境系エリア

- ・自然環境系エリアは、安芸市の北部に広がる中山間地域を位置づけます。
- ・自然環境系エリアのうち、市域の9割近く占める山林については、森林が有する水源涵養や国土保全等の公益的機能を維持しながら、都市と山村が交流する観光交流の場として活用します。
- ・手結住吉県立自然公園や伊尾木洞などの優れた自然資源、安芸川、伊尾木川などの溪流環境、自然と調和した里山環境、海岸の自然を保全します。
- ・安芸広域公園、大山岬公園、伊尾木川緑地等は都市公園・都市緑地として適正な整備・維持管理を進めます。

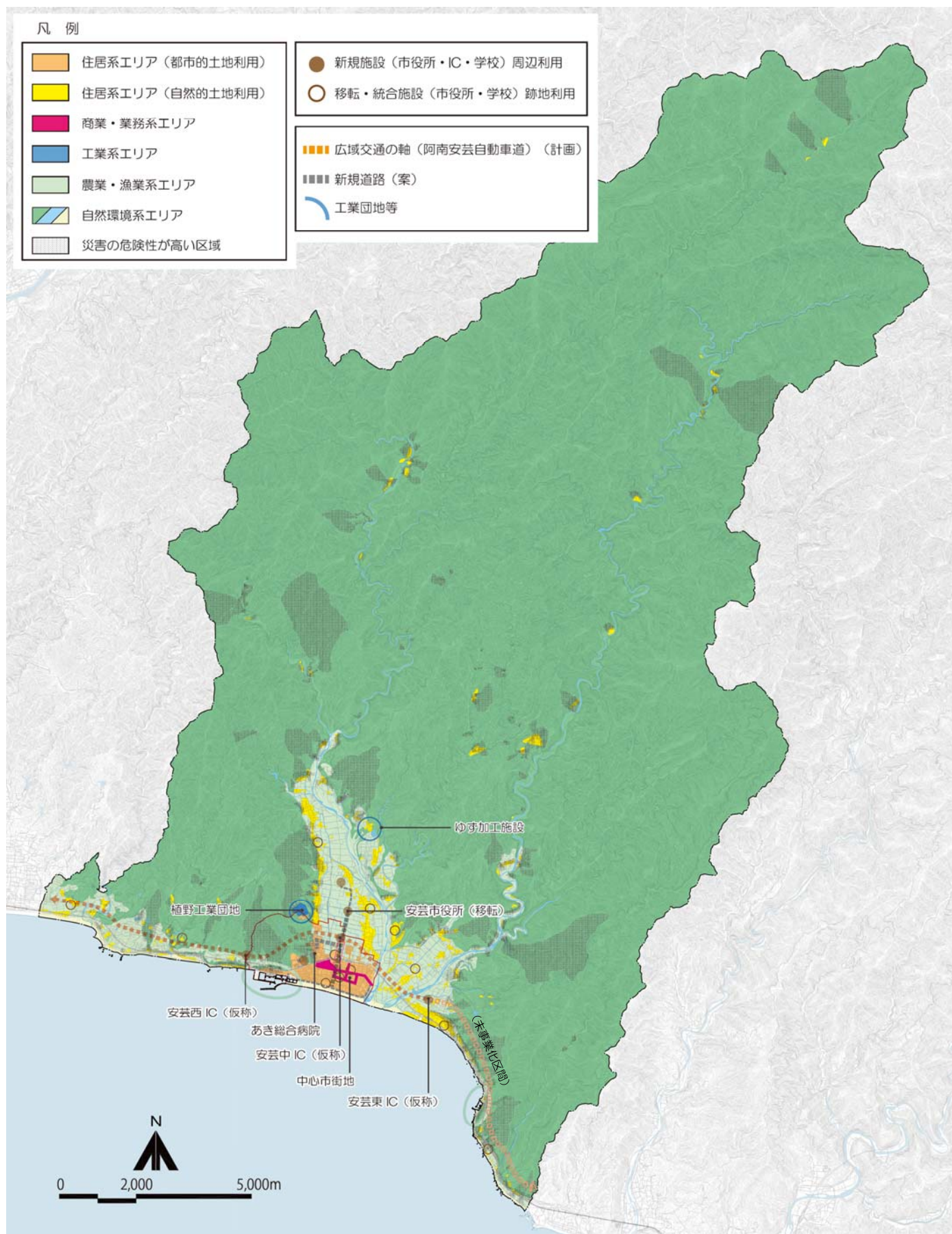
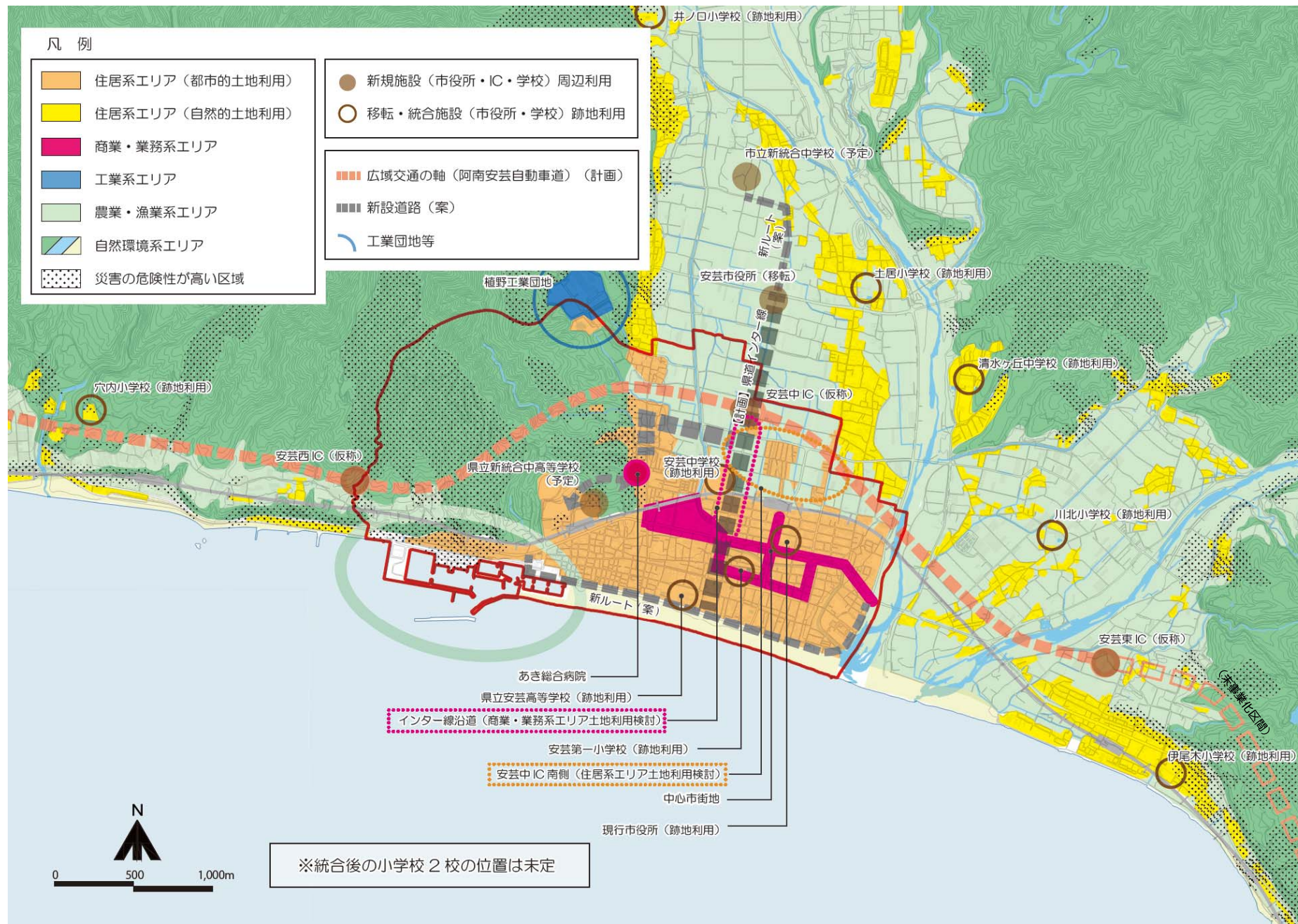


図 5-9 土地利用の方針図



5.3.4 都市交通の方針

市街地や中山間地域において、安全で円滑な交通網の形成を図ります。

鉄道や生活路線バスなどの公共交通の活用や、誰もが利用しやすい生活道路、通学路、自転車・歩行者の利用環境を充実します。

(1) 総合交通体系形成に関する方針

安全で円滑な道路ネットワークを形成し、幹線道路・地域内道路の安全性・利便性を確保します。

※安全で円滑な道路ネットワークの形成【目標3. くらしを持続させるコンパクトなまちづくり】より

○阿南安芸自動車道及び IC の整備

- ・広域的な都市間や地域の拠点間の連携強化を図るため、阿南安芸自動車道及び3箇所のIC（安芸西IC、安芸中IC、安芸東IC）の整備促進を図ります。

○新規道路の整備

- ・産業の活性化や生活利便性の向上及び渋滞緩和に向け、幹線道路と地域内道路とのネットワークの形成を図り、安全性の高い道路空間を確保するため、市街地内の「安芸中央インター線」「あき病院球場線」「海岸線」等の地域内道路の整備を促進します。
- ・安芸中ICから県立あき総合病院までをつなぐ道路整備について検討します。

○既存道路の改良

- ・都市間や拠点間を連結する幹線道路は、渋滞緩和、安全のための拡幅改良を進めます。
- ・都市内をつなぐ市街地の道路は、避難できる路としての代替機能や救急時の緊急車両の通行機能を有する整備を進めます。
- ・中山間地域の狭小道路は、必要に応じて1.5車線化を推進し、日常の生活利便性の向上を図ります。

○交差点や歩道の安全対策に関する方針

- ・交差点や通学路等については、外灯の整備等による安全な道路空間の確保に努めます。

(2) 公共交通サービスに関する方針

自動車、公共交通、歩行者・自転車等、すべての交通に対して、多様なニーズに対応できる交通環境の整備を進めます。

※公共交通サービスの充実と交通結節点の利便性向上【目標3. くらしを持続させるコンパクトなまちづくり】より

○駐車場・駐輪場の整備

- ・駅周辺地域における鉄道利用の促進、観光客の市内周遊などの利便性を高めるため、適所への駐車場整備やサイクル&ライド駐輪場の整備を推進します。

○バス・デマンドタクシー等の交通手段の確保

- ・既存の鉄道、路線バス、コミュニティバスのほか、多様な移動手段の役割分担と連携により、効率的な生活交通手段を確保します。
- ・商業施設、医療施設、福祉施設などの公共公益施設等の利便性向上につながるバスネットワークやデマンドタクシーなどの公共交通手段の確保を図り、市街地、中山間地域、新しい拠点等の交通ネットワークを形成します。

(3) 人にやさしい道路づくりに関する方針

ユニバーサルデザインの視点に立ち、生活道路・通学路、自転車・歩行者道の安全性・利便性・快適性の確保を図ります。また、公共公益施設へのスムーズなアプローチを確保します。

※みんなが安全・安心で健康にらせる幹線道路、生活道路・通学路、自転車・歩行者道の整備【目標1. 健康で安心してらせる人にやさしいまちづくり】

○人にやさしい道路

- ・生活道路や通学路、自転車・歩行者道について、誰もが利用しやすく、歩いて楽しい道づくりを進めます。
- ・歩行者及び自転車の安全性を確保するとともに、季節感のある歩いて楽しい道づくりなどにより、健康な暮らしに資するものとします。

○ユニバーサルデザインの導入

- ・バス停周辺について、公共交通の利用の多い高齢者等に配慮し、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの視点に立った道路の整備を推進します。
- ・身体障がい者や車いす利用者、ベビーカー利用者等に配慮し、誰もが安全に移動することができるよう、歩道等の計画的な整備及び段差の解消等を順次進めます。
- ・学校統合にあたっては、ユニバーサルデザインの視点を取り入れ、通学路などの交通安全施設の充実を図るとともに、防犯、事故防止に取り組みます。

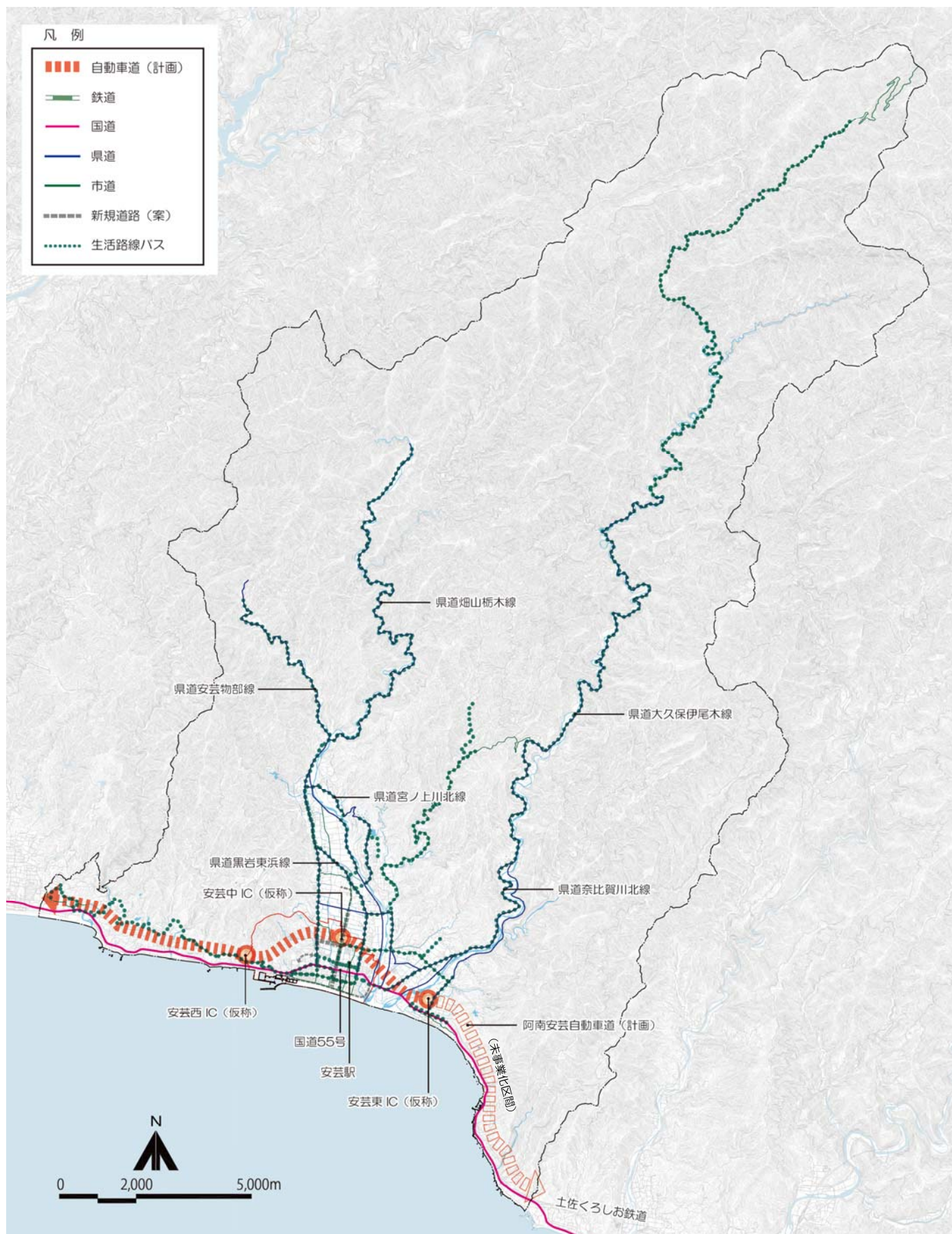


図 5-11 都市交通の方針図（公共交通）

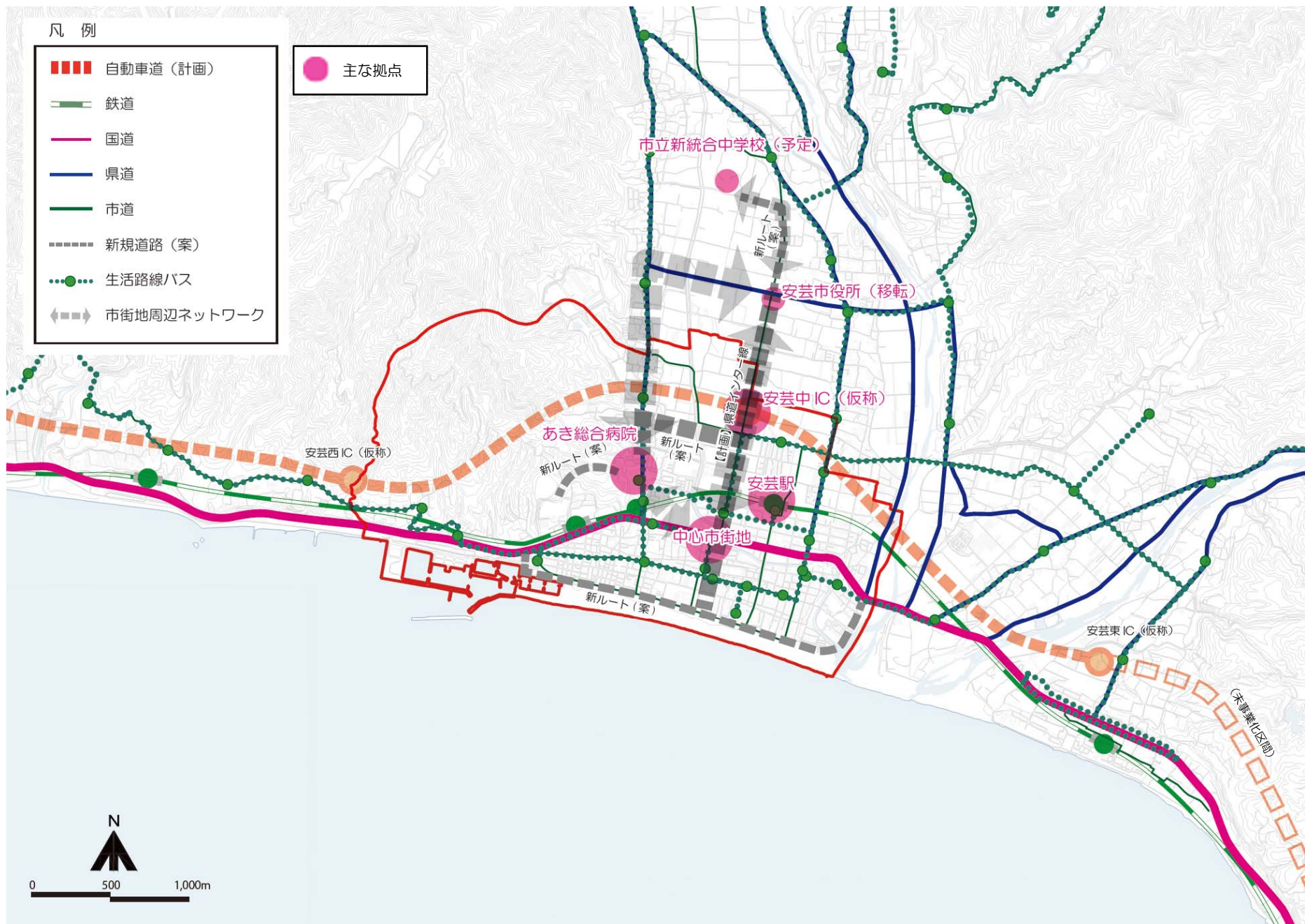


図 5-12 都市交通の方針図（道路網・公共交通）（拡大図）

5.3.5 都市防災の方針

安芸市の中心市街地や沿岸部は、多くの市民のくらしや産業の基盤となっており、安芸市にとって代替性のない商業・業務や居住の場となっています。

安芸市においては、地震・津波災害のみならず、近年の自然災害に対応するため、災害リスクをふまえた土地利用について検討します。

(1) 地震・津波、河川・内水氾濫、土砂災害等の災害対策に関する方針

地震・津波、河川・内水氾濫、土砂災害など、さまざまな災害への対策を推進します。

※地震・津波、河川・内水氾濫、土砂災害など、さまざまな災害への対策の推進【目標4. 災害に強いまちづくり】より

○南海トラフ等による地震とそれに伴う津波への災害対策

- ・中心市街地や沿岸部の津波浸水予測区域等においては、地震時に複合的な災害発生が懸念されますが、防災体制が確立された上で、公共施設の耐震化、避難できる路の確保や津波避難ビルの維持・管理、水害リスク低減のための検討等、地震・津波に対する複合的な取り組みを推進します。
- ・沿岸においては、漁港、海岸の自然災害について防災対策を推進します。
- ・沿岸域は、海岸保全区域に指定されています。引き続き、津波、高潮、波浪等による被害から海岸を防護します。

○河川改修や内水氾濫対策等の実施

- ・安芸川、伊尾木川等の河川について、計画的な改修を推進します。
- ・江の川などの市街地の内水氾濫による浸水対策として、河川改修、雨水排水施設整備等の計画的な整備を推進します。

○無秩序な開発の抑制（水源涵養）

- ・雨水流出による河川や排水路の洪水負担を軽減するため、市街地周辺における農地や山林を保全し、無秩序な開発を抑制します。

○山間部・丘陵地における土砂災害対策

- ・砂防区域や土砂災害警戒区域等、土砂災害（がけ崩れ、土石流、地すべり）の危険箇所を引き続き把握するとともに、土砂災害対策（避難情報伝達体制の構築、建築規制等）などの災害予防対策を推進します。

(2) 密集市街地における防災・減災対策に関する基本方針

減災に向けた密集市街地等における防災・減災対策を推進します。

※密集市街地などにおける防災・減災の推進【目標4. 災害に強いまちづくり】より

○公共施設の防災・減災対策

- ・狭小道路の拡幅により、緊急車両の通行ができる生活道路の整備を推進します。
- ・安芸橋等の橋梁の耐震化を推進します。
- ・ブロック塀の倒壊による密集市街地における危険性を低減するため、ブロック塀の生け垣化を推進します。

○建築の防災・減災対策

- ・木造密集地区における建築物の不燃化・耐震化等により、延焼しにくい街区の形成を推進します。

(3) 避難場所・避難できる路などの整備・充実と防災意識の向上に関する方針

安全・安心な避難場所及び避難できる路の確保、防災設備の整備に努めるとともに、市民の防災意識の向上を促進します。

※避難場所・避難できる路などの整備・充実と防災意識の向上【目標4. 災害に強いまちづくり】より

○避難地・避難できる路の確保

- ・津波浸水予測区域内における津波避難ビルや避難タワーなどの避難場所やコミュニティ防災拠点の拡充、公園緑地や市街地内の道路を活用した避難できる路の確保など、計画的かつ早急な避難場所及び避難できる路の配置・整備を推進します。

○防災拠点の確保

- ・新市役所、安芸防災センター、安芸総合庁舎、安芸警察署、県立あき総合病院、西八幡公園を防災拠点として位置づけます。

○災害弱者への対応

- ・高齢者、障がい者等の災害弱者のための災害対応設備の拡充を推進します。

○地域の防火・消防体制の強化（消防）

- ・耐震性防火水槽や消火栓の計画的な配置と整備を推進します。
- ・消防団等の消化活動の拠点となる消防屯舎の整備を推進します。

○防災・減災意識の向上の強化

- ・地域で防災訓練、自主防災活動を実施する等による防災意識の向上を促進します。

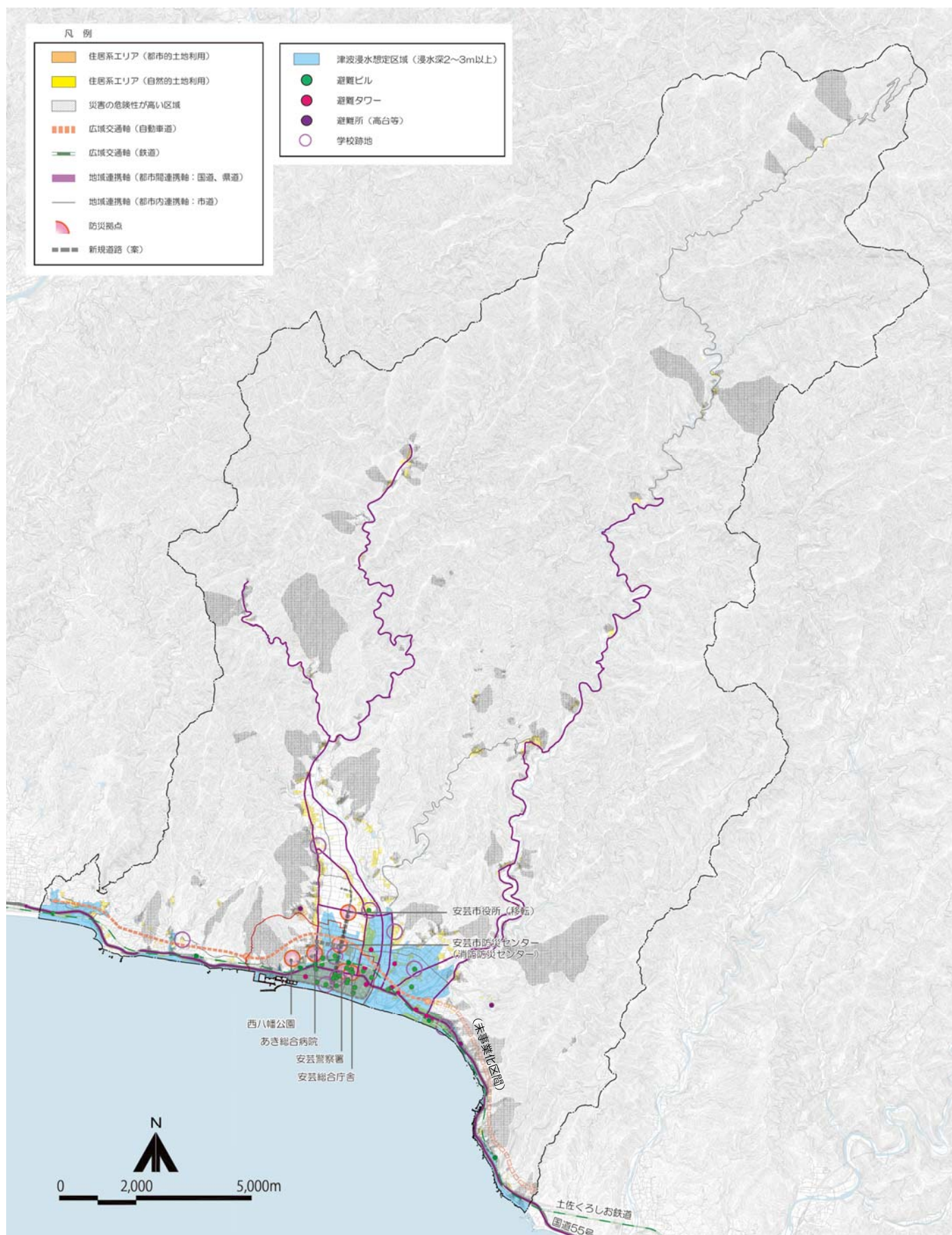


図 5-13 都市防災の方針図

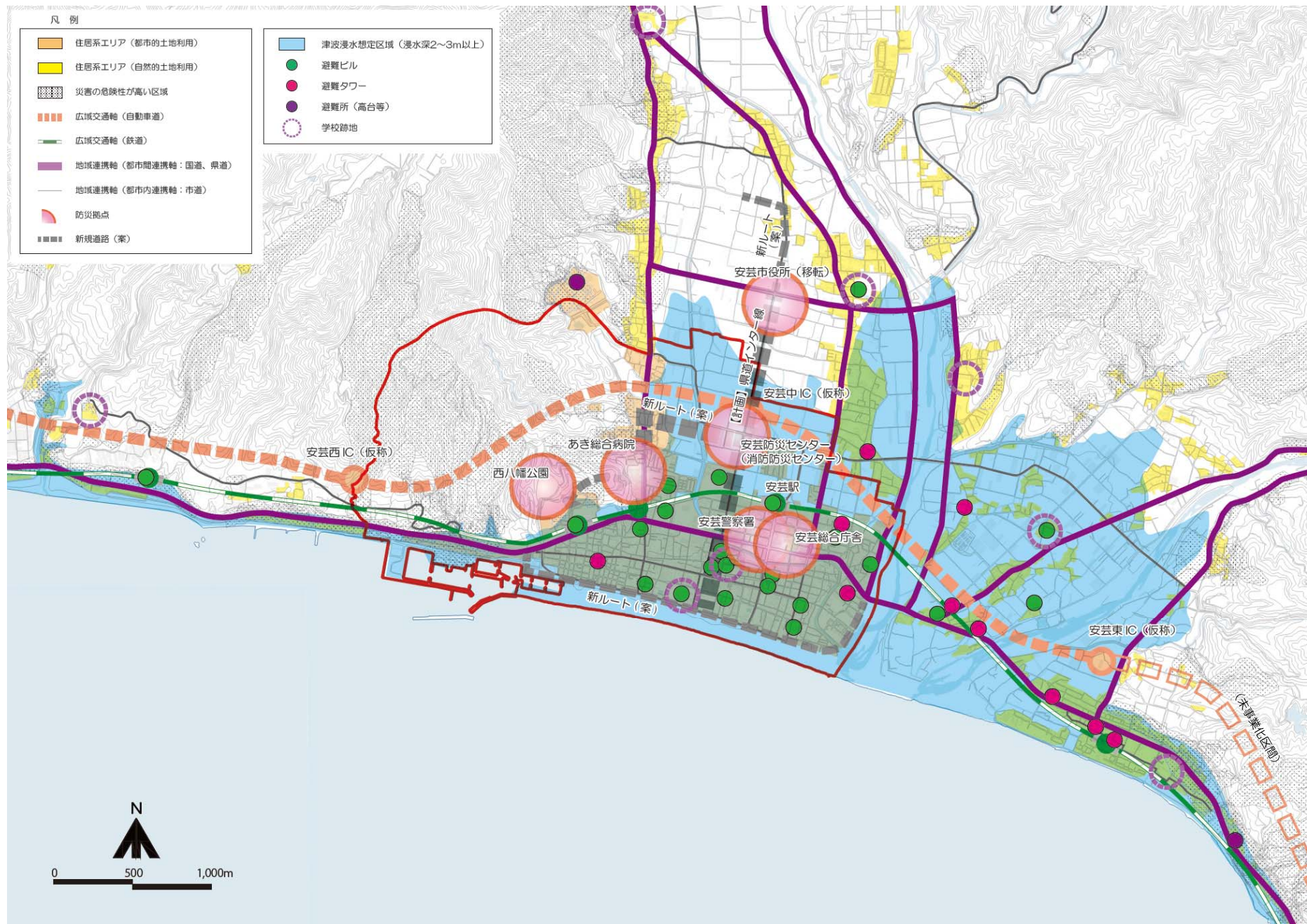


図 5-14 都市防災の方針図（拡大図）

5.3.6 生活・環境の方針

快適な市民生活を営む上で必要不可欠な上下水道などのインフラ系公共施設の計画的な整備・維持管理を進めます。

公共施設マネジメントを推進し、将来にわたり持続可能な公共サービスを提供します。

(1) 上下水道の整備方針

快適な暮らしを支える上水道（上水道、簡易水道、飲用水供給施設）及び公共下水道等の整備推進を引き続き進めるとともに、既設施設の適切な維持管理を進めます。

※安心して子育てや健康にらせる住環境の維持・保全、整備【目標1．健康で安心してらせる人にやさしいまちづくり】より

○まちなかの快適な生活環境の維持

- ・公共下水道等及び水道施設については、長寿命化等の対策を図りつつ適切な維持管理を推進します。

(2) 供給処理施設の整備方針

安心して健康にらせる住環境の維持・保全、整備を推進します

※安心して子育てや健康にらせる住環境の維持・保全、整備【目標1．健康で安心してらせる人にやさしいまちづくり】より

○火葬場跡地の跡地活用

- ・火葬場（西浜）跡地は、新たな墓地としての整備推進を図ります。

○ゴミ対策の推進

- ・安芸市の自然環境を保全するためのゴミ対策として、供用済みの安芸広域メルトセンター等の維持管理を推進します。

(3) 環境保全対策の方針

地球の温暖化の影響は、異常気象の頻発や自然災害の増加など様々な分野で顕在化しつつあり、くらしの安全・安心にとって身近な問題となっています。安芸市においても、安芸市をとりまく山、川、海や農地の保全を前提としつつ、環境保全への対策を進めます。

※環境の保全【目標5．環境にやさしく自然豊かで固有の歴史・文化を活かしたまちづくり】より

○地球温暖化対策の推進

- ・電気自動車、低燃費車の推進等による省エネルギー対策や再生可能エネルギーの導入等によりカーボンマネジメント計画を推進します。

○環境教育の推進

- ・ 広報の推進や社会見学等の場を活用した環境教育を推進し、教育機関とも連携して環境への理解を深めます。

○環境美化に関する方針

- ・ ごみ減量化・資源化、不法投棄等の防止などの啓発活動を推進し、安芸市の自然環境の保全に資することとします。
- ・ 市民・地域との連携による環境美化を推進します。

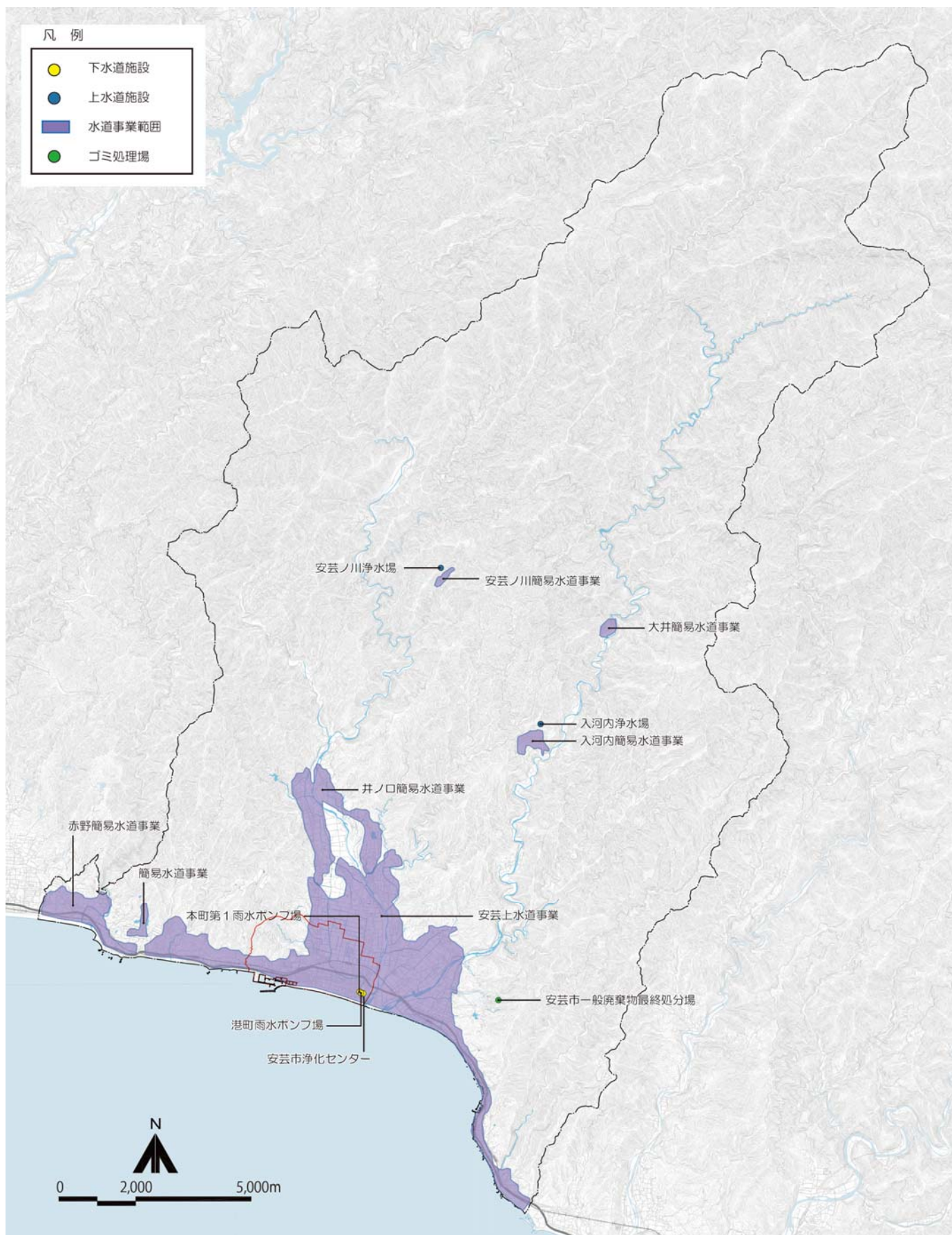


図 5-15 生活・環境の方針図

5.3.7 公園・緑地の方針

安芸市をとりまく海、山、川などの自然環境や拠点となる公園・緑地などのネットワークを図りつつ、保全・活用を進めます。

優良農地の保全と営農環境の整備促進を図ります。

(1) 自然環境の保全に関する方針

安芸市をとりまく山々、安芸川、伊尾木川などの河川や海岸等の自然環境の保護・保全を図ります。

※地域の自然環境や拠点となる緑地・公園などの保全・活用【目標5. 環境にやさしく自然豊かで固有の歴史・文化を活かしたまちづくり】より

○都市の骨格を形成する自然環境の保全・活用

- ・安芸市の骨格を形成する山々、安芸川、伊尾木川などの河川や海岸等の自然環境を保全し、きれいな水や空気が循環するまちづくりを目指します。

○海岸・河川の自然環境の保全・活用

- ・市街地を流れる安芸川、伊尾木川などの河川は、多自然川づくりを進めます。
- ・河川や海岸では、水質や生態系の保全に努めながら、市民に親しまれる親水空間として活用を図ります。

○安芸市を守る緑の骨格としての農地の保全

- ・市街地内の一団の農地は、農業生産の場となるとともに、洪水調整等の防災面や、景観上も重要であることから、保全を図りつつ、必要に応じて土地利用の見直しを行います。
- ・市街地を囲む大規模な農地は、農業の生産基盤としての維持・保全を図りつつ、防災機能の保持及び環境保全のための緑地空間としての機能を発揮させます。

○地域の優れた自然資源の保全

- ・安芸市を代表する自然資源として、手結住吉県立自然公園や伊尾木洞のシダ群落を、今後も保護、保全します。

(2) 公園緑地に関する方針

公園緑地や農地・里山等の自然等の保全・活用により、市民のレクリエーション拠点を形成します。

※地域の自然環境や拠点となる緑地・公園などの保全・活用【目標5. 環境にやさしく自然豊かで固有の歴史・文化を活かしたまちづくり】より

○市民のレクリエーション拠点の形成

- ・都市公園・都市緑地をはじめ、子どもの遊び場、親水公園、海岸域の公園・歩道・遊歩道等河

川域の再生や適切な維持管理を進め、市民のレクリエーション環境を充実します。

（都市公園）

- ・市民のレクリエーションの空間、良好な都市景観の形成、都市環境の改善、都市の防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間として、今後も西八幡公園の整備を推進します。
- ・既に供用されている公園については、健全度の点検や長寿命化対策を進めるとともに、適切な維持管理を図ります。

○水と緑のネットワークの形成

- ・安芸市をとりまく山林、農地等のまとまったみどりに、幹線道路と都市公園・都市緑地、河川、海岸のみどり等をつなぎあわせ、安芸市の水とみどりのネットワークを形成します。
- ・幹線道路と都市公園・都市緑地、河川、海岸のみどり等は、市街地における水と緑の主軸として積極的に緑化を進めます。

（3）緑化推進に関する方針

市民、事業者との協働により、公共施設や民有地内における緑化を推進します。

※協働による公共施設や民有地内における緑化の推進【目標5、環境にやさしく自然豊かで固有の歴史・文化を活かしたまちづくり】より

○市民や事業者による緑化推進

- ・幹線道路や駅前広場、官公庁施設等の公共公益施設のみならず、工場、商店街及び住宅地等の民有地の緑化を推進し、緑豊かな市街地を形成します。
- ・市民や事業者等による都市緑化を推進するため、都市緑地法等の諸制度など様々な施策を実施します。

○市民の緑化に関する意識向上

- ・緑地保全や都市緑化の推進に向け、市民参加の推進体制づくりを進めます。
- ・市民意識の向上を目指し、緑に関する情報の提供、緑化関連イベントの実施等を推進します。

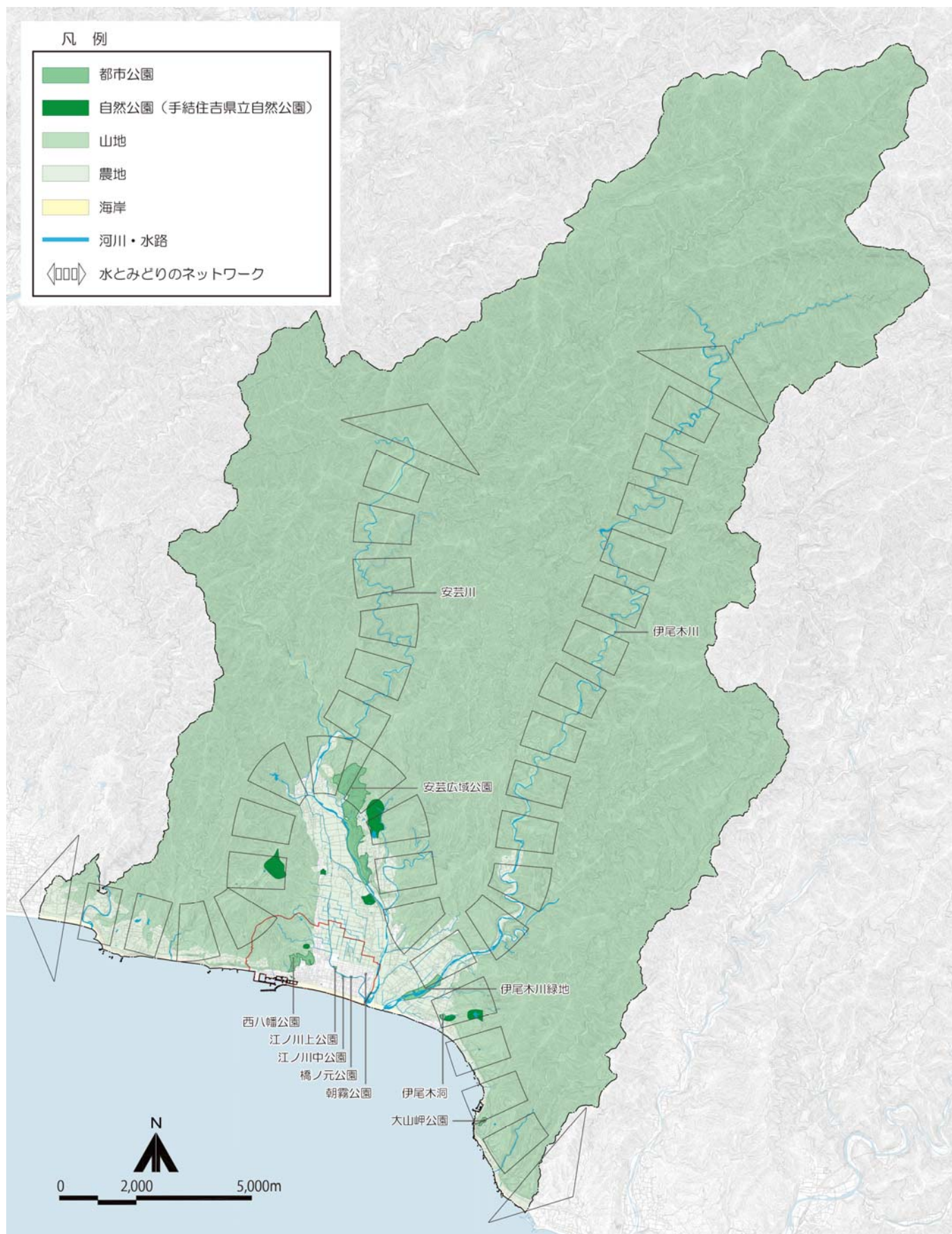


図 5-16 公園・緑地の方針図

5.3.8 都市景観・観光の方針

駅周辺や中心市街地等においては、個性とにぎわいのある景観形成を進め、田園地域では、農地と調和した緑豊かな広々とした景観形成を進めます。

安芸市の個性ある歴史的な景観や自然景観などの地域資源を活かした良好な景観形成を図ります。

建築物・工作物・屋外広告物等の景観誘導について、効果的な規制・誘導方策を検討します。

(1) 固有の歴史、文化、自然、風土を活かした景観の形成方針

自然豊かで固有の歴史・文化を活かした景観形成を図ります。

※固有の歴史、文化、自然、風土を活かした景観形成【目標5. 環境にやさしく自然豊かで固有の歴史・文化を活かしたまちづくり】より

○都市景観・田園景観の形成

- ・安芸市を代表する景観として、安芸市土居廓中伝統的建造物群保存地区などによる歴史的景観や市内の文化財を保全します。
- ・安芸市らしい景観として、商店街の個性ある建築等のまちなみ景観の保全について検討します。
- ・戸建て住宅の多い市街地の住宅地景観や農地、自然と調和した集落等のふるさと景観の形成を図ります。このため、生け垣化や敷地内緑化、建物の意匠の工夫等により良好な景観の育成を進めます。

○安芸市の眺望景観の保全

- ・城跡からのまとまりある農地への眺望景観の保全、里山、丘陵地等や自然公園などの優れた景観を保全します

○玄関口としてふさわしい良好な景観の形成

- ・安芸駅、IC 周辺などの安芸市の玄関口や、（既存）中心市街地及び周辺、新市役所及び周辺、あき総合病院・西八幡公園及び周辺などの都市拠点、さらに幹線道路沿道は、安芸市の玄関口としてふさわしい顔づくりを進めます。
- このため、建築物・工作物・屋外広告物等の景観誘導について、効果的な規制・誘導方策を検討します。

○市民参加型のまちづくりによる地域の景観づくり

- ・市街地における住宅地緑化を推進し、魅力ある生活環境の創出に努めます。
- ・商店街等の公共空間のデザイン向上を推進し、魅力ある都市景観を形成します。

(2) 観光振興に関する方針

安芸市の魅力を活用した観光交流の推進により、多様な誘客を図り、安芸市における幅広い雇用と地域の活性化に向けた土地利用を誘導します。

※地域資源を活かした観光振興【目標5. 環境にやさしく自然豊かで固有の歴史・文化を活かしたまちづくり】より

○観光交流拠点の充実

- ・安芸市の多様な観光交流拠点について、駐車場、看板・サインの整備により、誘導しやすく、立ち寄りやすい環境整備を図ります。

○観光交流の推進・観光情報の周知

- ・安芸市の農業や漁業を活かした体験型・交流型観光の推進を図ります。
- ・阿南安芸自動車道及びICの整備を活かした観光交流の広域化に対応し、全国、全県のみならず訪日外国人を取り込むインバウンド対策として、様々な祭りやイベント等にかかる観光情報を広く発信・周知に取り組みます。

